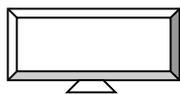
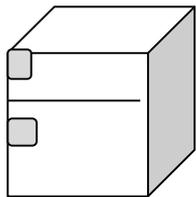


## 単価30万円以上のものを購入したときの会計処理注意点



単価が10万円未満なので、買ったその年に、  
全額経費にしてOKです。

例；1台8万円のPC



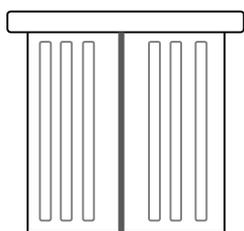
単価が10万円以上、20万円未満なので  
次の3つの方法から好きな処理方法を選びます。

方法その1；モノの種類ごとに法律で決められた  
「経費化する年数」に従って経費にする。

方法その2；青色申告で条件も満たしているので  
買った年に全額を経費にする

方法その3；3年間かけて3分の1ずつ経費にする

例；1台12万円の消毒機器

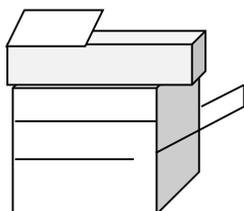


単価が20万円以上、30万円未満なので  
次の2つの方法から好きな処理方法を選びます。

方法その1；モノの種類ごとに法律で決められた  
「経費化する年数」に従って経費にする。

方法その2；青色申告で条件も満たしているので  
買った年に全額を経費にする

例；1つで23万円の物置



単価が30万円以上なので下記の方法だけです。  
方法その1；モノの種類ごとに法律で決められた  
「経費化する年数」に従って経費にする。

例；1台35万円のコピー機

※補足1) この法律で決められた「経費化する年数」のことを、**耐用年数**といいます。

※補足2) 単価が10万円以上20万円未満のものは償却資産税（市に払う税金）の独自ルールに  
注意しましょう。（詳細はお尋ね下さい。）